

# 生産性向上設備投資促進税制により 『先端設備』を導入することで、 税制優遇を受けることができます。

日立産機システムが  
設備導入から  
証明書発行まで  
お手伝いいたします

	対象	期間	税制優遇内容
期間と税制措置	資本金1億円超の法人等	平成26年1月20日～ <b>平成28年3月末日まで</b>	<b>即時償却</b> または <b>税額控除5%</b>
		平成28年4月1日～ <b>平成29年3月末日まで</b>	<b>特別償却50%</b> または <b>税額控除4%</b>
	資本金3000万超1億円以下の法人等	平成26年1月20日～ <b>平成29年3月末日まで</b>	<b>上乗せ措置後</b> <b>即時償却</b> または <b>税額控除7%</b>
	資本金3000万以下の法人等及び個人事業主	平成26年1月20日～ <b>平成29年3月末日まで</b>	<b>上乗せ措置後</b> <b>即時償却</b> または <b>税額控除10%</b>
利用できるお客さま		青色申告をしている法人・個人事業主のお客さま	
対象設備	先端設備	『先端設備』とは、下記の要件を満たすものです。 <b>①最新モデル ②生産性向上(年平均1%以上) ③最低取得価額以上</b>	

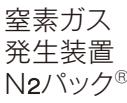
- 資本金1億円以下の企業に対しては「中小企業投資促進税制の上乗せ措置」が適用できます。
- 税制優遇につきましては、お客さまの申告内容による税務署判断になりますので、経理部門、税務署等とご相談ください。

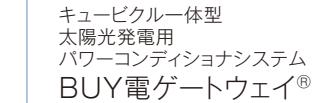
**1 対象となる設備導入のご提案をいたします。** 2014年12月1日時点

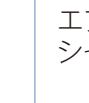








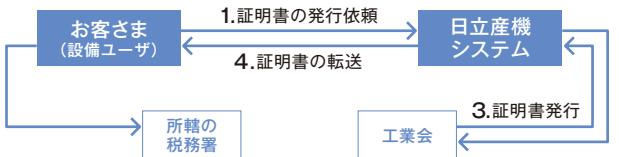






**2 日立産機システムは、上記①②の要件を証明する「証明書」の発行をお手伝いいたします。**

5. 税務申告の際、確定申告書等に証明書を添付することが可能



- 決算時期には、証明書の発行依頼が集中し手続きに時間がかかるおそれがありますので、証明書の発行依頼はお早めにお願いします。

「生産性向上設備投資促進税制」の詳細については、経済産業省ホームページをご参照ください。

[http://www.meti.go.jp/policy/jigyou\\_saisei/kyousouryoku\\_kyouka/seisanseikojo.html](http://www.meti.go.jp/policy/jigyou_saisei/kyousouryoku_kyouka/seisanseikojo.html)

日立産機システムの対象設備や証明書発行の手続きなど、詳細は弊社営業窓口までお問合せください。